

## かながわ食育推進県民会議設置要綱の改正について

### 1. 改定の趣旨

- かながわ食育推進県民会議（以下「県民会議」という。）は、かながわ食育推進県民会議設置要綱（以下「要綱」という。）第3条において、設置期間を、神奈川県食育推進計画（以下「計画」という。）の期間にあわせ、平成30年3月31日までとしている。
- また、要綱第4条第2項では「構成員の選任期間は3年とし、再任は妨げない。ただし、県民会議の設置期間を超えないものとする。」と規定されている。
- 県民会議は、食育に関する取組を県民とともに推進する目的で設置しているものであり、食育を推進する体制は時限的なものではなく、今後も継続していくことから、次のとおり要綱を改正することとしたい。

### 2. 改正案

新	旧
第1条～第2条 （略）  （設置期間） 第3条 <u>（削除）</u>  （構成員） 第3条 県民会議は、食育に関する学識経験を有する者等から選任した者30名以内で構成する。 2 県民会議の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は3年とし、再任は妨げない。	第1条～第2条 （略）  （設置期間） 第3条 県民会議の設置期間は、計画期間とあわせ、平成30年3月31日までとする。  （構成員） 第4条 県民会議は、食育に関する学識経験を有する者等から選任した者30名以内で構成する。 2 県民会議の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は3年とし、再任は妨げない。 <u>ただし、県民会議の設置期間を超えないものとする。</u>

### 3. 施行日

平成30年4月1日